

## 組合員加入のご案内

J Aは、農業を営んでいる人たちと地域の人たちが出資して組合員となり、運営・利用する組織です。人々が連帯して助け合う「相互扶助」の精神のもと自分たちの農業や生活を守り、よりよい地域社会を築くことを目的としています。J Aは出資いただいた方を組合員として登録し、事業の展開をしています。組合員には2つの資格がありそれぞれ正組合員、准組合員といます。

正組合員資格要件	農地 10a 以上を耕作している方（もしくは農業を営む法人）、または年間 90 日以上農業に従事している方で、住所または農地が当 J A 管内にある方。
准組合員資格要件	J A しらかわ管内にお住まいで、今後 J A の事業を継続してご利用いただける方であれば、原則として加入することができます。 また、管外にお住まいであっても、勤務地が地区内にある方や農協事業を 1 年以上継続している方であれば加入することができます。

### よくあるご質問

#### Q：准組合員は正組合員とはどう違うの？

准組合員は、正組合員と違い、組合運営にかかる議決権や選挙権等はありません。しかし、事業のご利用に関しては、正組合員と同じサービスを受けることができます。

#### Q：出資金とは？

組合員になる場合、出資をしていただく必要があります。出資金は 1 口 1,000 円からお引受けしています。口数にかかわらず、組合員として等しく事業をご利用いただけます。  
(最高限度 6,000 口 6,000,000 円)

#### Q：出資金は何に使われるの？

出資金は、長期的・安定的な事業運営を行うため、地域の農業振興、あるいはご利用いただく各種施設等の充実に利用させていただきます。

#### Q：組合員加入のメリットは？

- ・剰余金が発生した際、事業の利用分量に応じて、または出資額に応じて配当を受け取ることができます（業績等を考慮し、配当金がでないこともあります）。
- ・総代会等で、あなたの意見を J A に反映することができます（正組合員に限ります）。

- ・生産に関する技術指導が受けられます。
- ・白河厚生総合病院での人間ドック、個室入院の割引等で価格優遇が受けられます。

#### 【人間ドック】

コース	J A組合員	一般
A（日帰り）	33,600 円	36,750 円
B（1泊2日）	59,850 円	65,100 円

#### 【個室入院】（3割引）

##### 【例】

	J A組合員	一般
個室A	3,675 円	5,250 円
個室B	2,205 円	3,150 円

- ・冠婚葬祭利用料で価格優遇を受けられます。
- ・ファーマーズマーケットへの登録・出荷ができます。
- ・各種ローンがご利用いただけます。
- ・広報誌による情報提供を受けることができます。
- ・税務・法務の各種相談が受けられます。
- ・J Aの各事業を利用できます。

- (例)
- ・地元の農畜産物・加工品等を買いたいとき
  - ・農業に関する相談や農機具を購入したいとき
  - ・家庭菜園に使う材料や道具を買いたいとき
  - ・お金を貯めたい、増やしたい、借りたいとき
  - ・年金の受け取りをしたいとき
  - ・共済（保険）に入りたいとき
  - ・地域の仲間との交流や親睦を深めたいとき
  - ・旅行に行きたいとき
  - ・車を購入したい、車検を受けたいとき
  - ・車のガソリン・灯油やプロパンガスを使いたいとき 等

## 加入手続き

J Aしらかわの組合員に加入を希望される場合、加入申込書を提出していただく必要があります。以下の書類等をお持ちいただき、[最寄りの支所](#)までお越しく下さい。

#### 【必要なもの】

- 印鑑
- 本人確認ができる公的確認書類（運転免許証・住民票等）
- 申し込みされる出資金額（1口1,000円以上）

## お問い合わせ

組合員加入のお問い合わせは、[最寄りの支所](#)、または総務課（TEL 0248-22-5151）へお問い合わせください。

## 組合員のみなさまへ

組合員のみなさまの住所・氏名等に変更または組合員資格に変更があった場合は、異動手続きが必要となりますので、[最寄りの支所](#)にご相談のうえお手続きをお願いいたします。

## 住所・氏名等の変更手続きに関すること

組合員の方で、住所・氏名・電話番号等の変更が生じた場合は、以下の書類をお持ちいただき、[最寄りの支所](#)までお越しください。

### 【必要なもの】

- 印鑑
- 変更が確認できる公的確認書類（運転免許証・住民票等）

## 脱退の手続きに関すること

### ○脱退について

組合員の脱退をご希望される場合は、以下の手続きが必要となります。詳細は、[最寄りの支所](#)にお問い合わせください。

任意脱退	いつでも出資金譲渡の申し出をすることができます。 全部譲渡することにより脱退することができますが、譲受先がない場合は、年度末（2月末）の60日前の営業日までにお申し出いただければ年度末において脱退となります。なお出資金は、当JAの定款等によりその年に開催される通常総代会後に払い戻しいたします。
法定脱退 （地区外転居・死亡等）	事実発生により脱退となります。 年度末（2月末）の最終営業日までにお申し出いただいた場合は、その年に開催される通常総代会後に出資金を払い戻しいたします。